

## 高等教育の修学支援新制度 「やむを得ない事由」について

### 1. やむを得ない事由について

認められる事由は、傷病・災害等の不慮の事由等によるものです。

例えば、単に「アルバイトに追われている」ことや「課外活動への注力」などは、「やむを得ない事由」としては認められません。特に、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」に含まれません。

### 2. やむを得ない事由がある場合に提出する書類

提出書類	
1	やむを得ない事由に係る事情書（窓口配布（※））
2	根拠書類 ①本人の病気の療養…事情書に記入した内容を客観的に証明できるもの（病院・薬局の領収証、医師の診断書等） ②家族の病気の療養・介護…事情書に記入した内容を客観的に証明できるもの（病院・薬局の領収証、医師の診断書、要介護状態区分が記載された介護保険被保険者証、障がい者手帳等）、家族関係を証明できるもの（住民票等） ③被災…罹災証明書 ④災害や事件・事故の被害者となったことによる傷病（心身を問わず）…事情書に記入した内容を客観的に証明できるもの（病院・薬局の領収証、医師の診断書等） ⑤その他…状況に応じて追加で必要な書類を求めます。

（※）「やむを得ない事由」にあてはまり、根拠書類を提出できる場合は、早急に「事情書」を学生サポートセンター窓口まで取りに来てください。提出期限（2020年3月25日16時）に間に合うように、書類の準備を進めてください。

以上